

県水協たより



第38号
令和2年8月1日

発行／公益社団法人 山形県水質保全協会事務局
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



会長の挨拶

公益社団法人山形県水質保全協会 会長 遠藤 信幸

会員の皆様、県及び市町村等関係機関の皆様には、日頃より当協会の事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、令和2年度春の叙勲におきまして、当協会の理事を長年にわたり務めていただいた元副会長後藤一博氏が旭日単光章を受章されました。誠にお目度いことであり、また我々業界にとりましても誇りであり喜びでもあります。長

年のご努力に敬意を表するとともに、心よりお祝い申し上げます。

さて、浄化槽を取り巻く本県の状況をみますと、下水道の普及や人口減少等による休廃止浄化槽の増加等により設置基数は年々減少してきております。このため、法定検査業務についても行政と連携した未受検者対策や検査業務の効率化等を図りつつ、検査基数の確保に努めているところですが、今年度は、35,400基を目標に取り組んで参ります。

また、市町村との浄化槽台帳システム管理業務委託事業については、米沢市及び南陽市との継続に加えて、新たに2市町と業務委託を実施して参ります。浄化槽台帳につきましては、昨年度の浄化槽法の改正により、その整備と管理が自治体に義務付けられたわけですが、今後も、検査員による現場での情報収集力を活かし、市町村と連携を図りながら、浄化槽の適正管理と受検率向上につなげて参ります。

次に、今年も豪雨災害が九州地方はじめ全国各地で発生しておりますが、本県でも、7月27日からの大雨により、最上川を始め多くの河川が氾濫し、各地で大きな被害が出ました。被災された皆様に対し心よりお見舞申し上げます。

当協会は、県と災害時の支援協力について協定を締結しているところですが、災害廃棄物の処理や浄化槽の早期復旧を通じて、健康で安心して暮らせる生活を取り戻す大変重要な役割を担っております。これまで培った経験や技術を生かし、自治体からの要請と期待に応えていく所存ですので、会員の皆様には引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般廃棄物処理事業において重要なことは、適正処理を確実に履行し、地域住民の健康と公衆衛生の向上に寄与することです。新型コロナウイルスの感染が続く中でも、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、一日たりとも滞ることがないように、感染防止に努めながら業務を遂行していかなければなりません。

安全、安心で快適な生活環境の確保に向け、その役割をしっかりと果たしてまいりますので、県、市町村等関係機関の皆様のご一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今年は、新型コロナウイルス感染を受け、理事会及び総会が書面決議という異例の対応となりましたが、法定検査事業につきましては概ね順調に進んでいるところです。また、今後の研修会や講習会といった事業につきましては、感染状況を見極めながら慎重に判断して参りたいと思います。

結びに、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束と皆様の益々のご繁栄及びご健勝をご祈念申し上げ、挨拶といたします。



山形県の水環境保全に向けて

山形県環境エネルギー部水大気環境課長 高橋 佳志

貴協会並びに会員の皆様には、本県の水環境保全の推進に格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、指定検査機関として浄化槽の法定検査の確実な実施に加え、新しく浄化槽を設置された方への講習会の実施や未受検者への受検勧奨など浄化槽の適正な維持管理の向上に御尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

謝申し上げます。

本年度は新型コロナウイルス禍により、人との接触を考えさせられ、仕事のやり方を見直す対応に迫られております。貴協会の総会の実施の方法、会員の皆さんのお客様との接し方、県としての会議・研修会の持ち方等々。

さて、県では山形県の母なる川“最上川”の清流を守るため、種々の取組みを行っています。その一つとして、まずは、県内河川等の状況を把握することからはじめています。今年度は98地点で毎月水質測定を行っています。その速報値は県環境科学研究センターのホームページで紹介しておりますが、昨冬の記録的な小雪により雪解け水の供給が少なく河川の汚濁が顕在化しています。そのため、より一層汚濁負荷を低減する取組みが求められます。

汚濁負荷を低減する取組みとして、二つ目の取組みに生活排水対策があります。下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を計画的に整備するため、「山形県生活排水処理施設整備基本構想」を策定し、令和7年度末には概ね完了すること（普及率96%）を目標として事業を進めています。合併浄化槽の普及に併せて維持管理についても浄化槽法を改正して対応が図られています。浄化槽台帳の整備、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保などです。

県では法改正を受けて「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の改正を行っており、保守点検業者の登録更新に際し、登録する浄化槽管理士は県が行う講習会を受講していることを要件に追加しています。令和3年度に更新を迎える登録業者は、その前に浄化槽管理士の方々の研修受講を済ませておく必要があります。対象となる管理士は400名を超えており、登録期間の3年間に計画的に研修を受講していただくこととなりますが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、従来実施している一堂に集まり開催するスタイルを見直す必要があります。少人数で多くの機会を設定する方法、リモートで行う方法等を検討しており、今秋には実施したいと考えていますので会員の皆様には協会を通じて連絡を差し上げたいと思います。

三つ目に、県民の心に訴える取組みとして、水環境を大切にすることを育み、水環境への関心を高める事業を実施しています。水生生物調査では、毎年約60団体延べ約2,000人に参加いただき、身近な河川に触れ、水環境について考える機会を作っています。

また、きれいな水に目を向ける事業として、水環境の保全活動を後押ししながら地域おこしにつなげていくため、地域に育まれてきた優れた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定し、県内外に広く紹介する事業を平成27年度から実施しています。令和元年度までに53か所の湧水を里の名水として選定しています。水環境を保全する取組みが他の地域や水域にも広がることを期待し、里の名水をPRしながら、多くの県民から県内にある清らかな水に触れていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出自粛が行われましたが、名水の癒しの動画をYouTubeにアップしていますので、こちらも御覧いただき

<https://www.youtube.com/channel/UCxI6EQ5vC3MqRfzIkp5RRrw/videos>

週末に県内の名所旧跡を観光しながら、里の名水をめぐり、近くの蕎麦屋で蕎麦を味わうなど三密を避けながら楽しまれてはいかがでしょうか。



公式 YouTube
二次元コード

本県の最上川をはじめとする水環境の保全に、浄化槽が果たす役割は大変大きなものがあります。県としては、引き続き、市町村、浄化槽関連業界及び指定検査機関の皆様と一層の連携を図りながら、県内の水環境保全を進めてまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

各総合支庁の取組み

山形県村山総合支庁保健福祉環境部

環境課長 前田 学



母なる川、最上川の中流部に位置し、蔵王連峰、月山、大朝日岳に囲まれ、四季の移ろいが明確な盆地であり、都市文化と農村文化が見事に調和した村山地域。本地域には、豊かな自然、さくらんぼ・りんご・ラフランスに代表される美味なる農産物、芋煮・だし・ひっぱりうどんなどの郷土食文化、蔵王温泉・上山温泉・銀山温泉・天童温泉・東根温泉など情緒あふれる温泉及び夏の花笠まつり・秋の芋煮会・冬の樹氷祭りなどの由緒溢れる伝統行事が脈々と受け継がれており、私たち現在に生きる人間は、これらの大きな財産を後世に引き継ぐ重要な責務を背負っております。さて、我々環境行政に携わる者が特に注視すべきものとして水環境の高レベルでの保全が挙げられます。より良い水環境を保つための一つの有効な手段としての、比較的低廉で高効率な合併浄化槽の設置と転換を強く推進して参ります。皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

山形県最上総合支庁保健福祉環境部

環境課長 鏝水 いずみ



最上地域は、周囲を高く険しい山々に囲まれ、総面積に対する森林の割合が8割近くを占めるなど、美しい山々と豊かな森林に囲まれた自然豊かな地域です。日本有数の巨木が林立し、清流に鮎や鮭が泳ぐ、この豊かな自然を後の世代に残すために、生活排水処理施設の普及促進は、重要な課題のひとつと考えております。特に、最上地域では中山間地域に集落が散在していることもあり、下水道や農業集落排水処理施設の面的な整備の他に、個別排水処理施設として、浄化槽の整備促進が求められます。さて、市町村別の生活排水普及率については、令和7年度目標に対して、平成30年度現在で20~10ポイント以上開きがあるのが最上管内には5市町村もある状況であり、高齢人口が村山、置賜、庄内地域に比べ高く住宅改築が進まないなど、様々な課題が挙げられます。最上総合支庁では、これまで市町村や関係団体等と一緒に整備促進を図って参りましたが、今後は、住民のニーズにマッチした浄化槽設置整備業者のきめ細やかな対応が特に重要になって参りますので、このような視点を加味しながら関係団体等の方々と情報交換させていただきたいと考えております。また、最上地域は、県平均と比べ法定検査受検率が高いものの、一方では、管理者から理解が得られず、結果的に未受検の浄化槽があるなど、無管理浄化槽や整備不良などの不適正浄化槽も散見されます。未受検や不適正な浄化槽を少しでも減らしていけるよう管内市町村と連携して取り組んで参りますので、関係者の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。最後になりますが、近年、全国的に豪雨災害が発生しておりますが、豪雨災害発生時には浄化槽に土砂等が流入し、使用できなくなるなど被害が生じることが想定されます。万が一の場合は、浄化槽の迅速な復旧が出来ますよう、貴協会から御協力を賜りますよう、今後ともよろしく願い申し上げます。



山形県置賜総合支庁保健福祉環境部

環境課長 岡村 和恵

置賜地域は、「母なる川」最上川の源流を有し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな地域です。

置賜地域の特徴として、生活排水処理施設の中で浄化槽の割合が高いことが挙げられます。平成30年度末の時点で生活排水処理施設普及率は85.0%と県内平均の92.6%を下回っている一方で、処理施設別の普及率では、浄化槽の普及率は19.1%と県平均の8.3%を大きく上回っております。このため、置賜地域では浄化槽の適切な維持管理が水環境保全のために重要となります。

浄化槽が十分な処理能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検や清掃など適切な維持管理が欠かせません。また、維持管理状況を確認するための法定検査も重要であります。

置賜総合支庁では、今後とも関係市町や関係機関と連携しながら合併浄化槽の普及と、適切な維持管理の啓発について取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からの御理解と御協力をお願い申し上げます。

みんなで置賜地域の豊かな水環境と美しい最上川を守っていきましょう。



山形県庄内総合支庁保健福祉環境部

環境課長 笹 渕 健 市

庄内地域は、山と海に囲まれた広大な平野が広がる自然豊かな地域であり、城輪柵や北楯大堰、北前船など歴史遺産も豊富です。

庄内地域の生活排水処理施設普及率は平成30年度末で96.3%と県内で最も高いものの、未普及地域のほとんどは浄化槽による整備計画となっており、今後、浄化槽の普及がより一層重要となります。

また、浄化槽がその能力を十分に発揮するには、保守点検や清掃など適切な維持管理を欠かすことはできず、法定検査により浄化槽の状態を確認することも必要です。

庄内総合支庁では、水環境の保全のため、関係機関と連携しながら合併浄化槽の普及と適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年度 第10回社員定時総会

6月10日（水）当協会事務所会議室において、第10回社員定時総会を開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大により、今総会は会員各位の健康と安全を第一に考え、通常の総会開催が困難な状況と判断し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第51条に基づき、議決権行使書面の提出をもって議決を認めることとしました。

総会は、10時に開会にされ、遠藤会長の挨拶の後、天童環境(株)片桐健悦会員を議長に選任し、議事に入りました。

第1号 令和元年度事業報告について（報告事項）、第2号 令和元年度決算承認の件について（第1号議案）、事務局が説明を行った後、菅野監事が監査報告を行いました。

続いて、第3号 令和2年度事業計画及び収支予算について（報告事項）、事務局が説明を行いました。

会員4名の出席と会員44名から議決権行使書面の提出があり、議案については原案どおり全て承認され、総会は終了いたしました。



令和2年度 (公社)山形県水質保全協会 役員名簿

役職	会員名	所 属	役職	会員名	所 属
会長理事	遠 藤 信 幸	(有)厚生社	理 事	丹 治 正 彦	東北環境開発(株)
副会長理事	青 山 武	環清工業(株)	理 事	菅 龍 太	(有)エコシラカワ
副会長理事	片 桐 健 悦	天童環境(株)	理 事	島 貫 利 幸	(有)県南エコサービス
常務理事	澤 根 敏 弘	(公)山形県水質保全協会	監 事	天 野 富 雄	天野富雄税理士事務所
理 事	黒 澤 利 宏	テルス(株)	監 事	菅 野 宣 誉	(有)菅野清掃
理 事	斎 藤 実	(株)マルコウ環境			

要望書を提出

令和2年3月13日、山形県環境エネルギー部長室において、令和2年4月1日に施行される改正浄化槽法について、以下3項目の要望を行いました。

遠藤会長はじめ三役及び顧問同行のもと、太田環境エネルギー部長に要望書を手渡しました。

- 1 浄化槽管理士に対する研修内容について
- 2 浄化槽台帳の整備について
- 3 協議会設置について



令和元年度 事業報告

1 浄化槽法定検査

① 浄化槽法定検査実施数

検査計画35,800基に対し、7条検査414基、11条検査35,383基 合計35,797基を実施した。

② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対して周知啓発を行った。 (未受検者対応)

検査拒否対応	1,029件対応	164件受検	(15.9%)
未申込対応	520件対応	21件申込	(4.0%)
合計	1,549件対応	185件受検	(11.9%)

③ 公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員2名を派遣し、浄化槽法定検査員の資格取得に努めた。

④ 検査手数料改定について、対象施設の管理者及び関係機関に対し、6月1日付けで文書を通知し、内容の周知に努めた。

⑤ 浄化槽法定検査普及啓発活動

10月1日浄化槽の日の山形新聞に広告を掲載し、浄化槽を通じた公共用水域の水質保全について啓発を行うとともに、浄化槽の維持管理の重要性と法定検査受検への理解に努めた。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

① 浄化槽・水処理技術管理研修会

会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るとともに、一般廃棄物に係る判例から見た委託許可問題について知識を深めるため研修会を開催した。

11月 8日 浄化槽・水処理技術管理研修会
村山市 甌葉プラザ 97名参加

② 浄化槽管理技術指導出前講座

浄化槽管理士の育成と管理技術の向上のため、現場での実務研修を行った。

3月21日 (有)厚生社 計3名

③ 浄化槽新規設置者講習会

浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、村山、最上及び置賜の各総合支庁管内において開催した。また、浄化槽新規設置者に対し、講習会資料一式を郵送で配付した。

11月 27日 開催地：尾花沢市 対象地域：尾花沢市・大石田町
11月 28日 開催地：新庄市 対象地域：最上地域
12月 5日 開催地：米沢市 対象地域：米沢市・南陽市・川西町
延出席者91名

④ 検査員研修

検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、全国浄化槽技術研究集会や北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会に職員を派遣するとともに、法定検査の効率性を向上するため、写真判定及び水質検査の判断等について研修を実施した。

⑤ 青年部研修会

1月31日、県水大気環境課主事東海林将人氏を講師に招き、山形県の浄化槽整備促進事業や改正浄化槽法について理解を深めた。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

① 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供した。また、同協会からの浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を随時提供した。

- ② 協会機関紙「県水協たより」を年2回発行し、県及び市町村、会員、関係機関に配布した。
- ③ ホームページを通して協会の情報公開に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努めた。
アドレス <http://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 環境省からの「浄化槽の指導普及に関する調査」に協力するため、市町村に対し、浄化槽法定検査の結果データを提供した。
- ② 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、南陽市及び新庄市で計3基の実地調査を行った。
- ③ 各地区で開催した「浄化槽新規設置者に対する講習会」終了後に個別相談会を開催した。

5 浄化槽に関する調査研究

協会が作成した浄化槽台帳システムと市町村台帳を活用するための「市町村浄化槽台帳システム」について、米沢市及び南陽市と委託契約を締結し業務の運用を開始した。
また、他市町村に対し「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて啓発を行った。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

10月9日、秋田県で開催された第33回全国浄化槽技術研究集会で、検査係長斎藤智和が「水質悪化の防止策を踏まえた維持管理について」発表を行った。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等（7団体102名）からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の実践に協力した。
- ② 最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、85団体232箇所のレーダーチャート作成と河川ごとの調査結果のマップ作成に協力を行った。
- ③ 7月10日に最上町で開催された山形県保健環境活動団体連合会の総会において、浄化槽啓発用リーフレットを配布し、会員へ説明を行った。また、連合会活動を支援するため助成金を交付した。

8 被災地 支援活動

- ① 公益社団法人宮城県生活環境事業協会と協力して、8月24日に29名で、被災した宮城県石巻市大原小学校において、グラウンドと遊具周りの草刈り、校舎周りの生垣剪定など環境整備を実施した。
当協会青年部及び職員10名の参加
- ② 6月18日に発生した日本海山形県沖地震や10月の台風19号で水害に見舞われた置賜地区の被災状況について情報収集に努めた。

9 その他活動

- ① 6月14日、会員相互の情報交換と融和を図るため、第9回社員定時総会終了後に、相互の扶助事業並びに懇親会を開催した。
- ② 日本赤十字社活動を支援するため助成金を交付した。



第4回理事会の様子

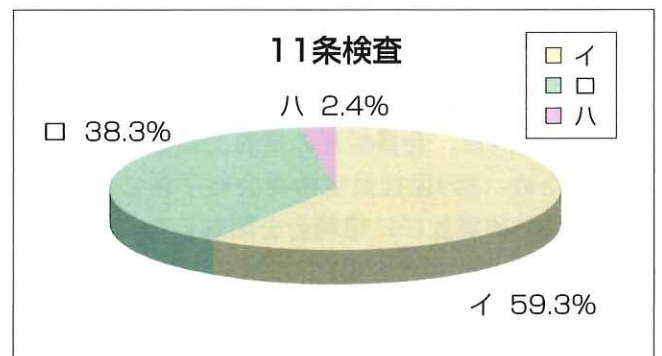
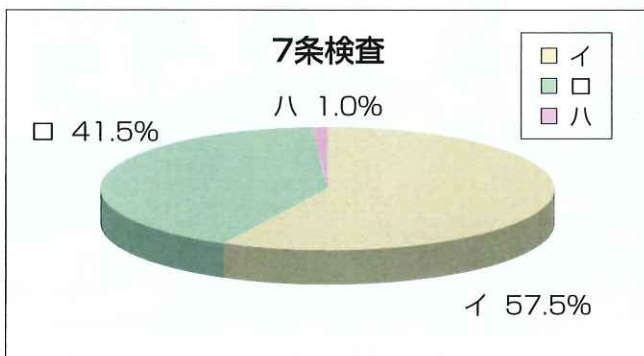
令和元年度 判定別 法定検査実績表

イ. 適正
 □. おおむね適正
 八. 不適正

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位：基)

地区名	市町村名	7 条 検 査				11 条 検 査				合 計
		検査基数	イ	□	八	検査基数	イ	□	八	
村山地区	村山市	14	7	7	0	1,262	668	551	43	1,276
	東根市	11	6	5	0	2,594	1,596	916	82	2,605
	尾花沢市	54	36	17	1	2,501	1,433	1,023	45	2,555
	大石田町	1	0	1	0	246	130	103	13	247
	(小計)	80	49	30	1	6,603	3,827	2,593	183	6,683
最上地区	新庄市	37	23	14	0	3,333	1,966	1,295	72	3,370
	真室川町	22	12	10	0	1,017	536	456	25	1,039
	金山町	6	5	1	0	437	218	207	12	443
	最上町	30	13	16	1	966	328	579	59	996
	舟形町	0	0	0	0	168	32	122	14	168
	鮭川村	7	3	4	0	504	261	229	14	511
	戸沢村	2	0	2	0	486	231	232	23	488
	大蔵村	3	3	0	0	387	207	178	2	390
(小計)	107	59	47	1	7,298	3,779	3,298	221	7,405	
置賜地区	米沢市	114	70	43	1	6,806	3,863	2,786	157	6,920
	南陽市	38	25	13	0	2,762	1,749	976	37	2,800
	高畠町	11	5	6	0	1,366	937	408	21	1,377
	川西町	19	9	9	1	1,668	966	663	39	1,687
	(小計)	182	109	71	2	12,602	7,515	4,833	254	12,784
庄内地区	鶴岡市(旧管内)	22	10	12	0	2,909	1,945	886	78	2,931
	藤島庁舎	0	0	0	0	116	77	32	7	116
	羽黒庁舎	1	1	0	0	116	69	42	5	117
	櫛引庁舎	0	0	0	0	79	57	22	0	79
	朝日庁舎	1	0	1	0	258	167	87	4	259
	温海庁舎	3	1	2	0	810	584	212	14	813
	鶴岡市計	27	12	15	0	4,288	2,899	1,281	108	4,315
	余目庁舎	0	0	0	0	232	185	46	1	232
	立川庁舎	2	1	1	0	157	96	60	1	159
	庄内町計	2	1	1	0	389	281	106	2	391
	三川町	2	1	1	0	142	92	49	1	144
	田川計	31	14	17	0	4,819	3,272	1,436	111	4,850
	酒田市(旧管内)	6	3	3	0	2,537	1,610	874	53	2,543
	八幡総合支所	2	0	2	0	349	209	134	6	351
	平田総合支所	2	2	0	0	414	269	141	4	416
	松山総合支所	0	0	0	0	86	48	32	6	86
	酒田市計	10	5	5	0	3,386	2,136	1,181	69	3,396
	遊佐町	4	2	2	0	675	443	215	17	679
	飽海庄内計	14	7	7	0	4,061	2,579	1,396	86	4,075
	(小計)	45	21	24	0	8,880	5,851	2,832	197	8,925
合 計		414	238	172	4	35,383	20,972	13,556	855	35,797



平成30年度 浄化槽法第11条検査受検率

	平成30年度未検査対象基数			平成30年度検査実施数			受検率			検査機関	
	単独	合併		単独	合併		単独	合併			
村山総合支庁管内	25,859	14,994	10,865	18,454	9,048	9,406	71.4%	60.3%	86.6%	理化学分析センター	
(旧山形保健所)	9,253	6,601	2,652	5,287	3,089	2,198	57.1%	46.8%	82.9%		
山形市	4,854	3,856	998	2,448	1,578	870	50.4%	40.9%	87.2%		
上山市	1,976	787	1,189	1,440	437	1,003	72.9%	55.5%	84.4%		
天童市	1,355	1,061	294	835	647	188	61.6%	61.0%	63.9%		
山辺町	741	586	155	377	255	122	50.9%	43.5%	78.7%		
中山町	327	311	16	187	172	15	57.2%	55.3%	93.8%		
(旧寒河江保健所)	8,466	3,748	4,718	6,472	2,473	3,999	76.4%	66.0%	84.8%		
寒河江市	3,176	1,608	1,568	2,468	1,115	1,353	77.7%	69.3%	86.3%		
河北町	1,768	1,244	524	1,274	827	447	72.1%	66.5%	85.3%		
西川町	917	318	599	756	208	548	82.4%	65.4%	91.5%		
朝日町	1,500	157	1,343	1,248	120	1,128	83.2%	76.4%	84.0%		
大江町	1,105	421	684	726	203	523	65.7%	48.2%	76.5%		
(旧村山保健所)	8,140	4,645	3,495	6,695	3,486	3,209	82.2%	75.0%	91.8%		水質保全協会
村山市	1,535	1,077	458	1,280	854	426	83.4%	79.3%	93.0%		
東根市	3,361	2,339	1,022	2,660	1,748	912	79.1%	74.7%	89.2%		
尾花沢市	2,785	919	1,866	2,508	761	1,747	90.1%	82.8%	93.6%		
大石田町	459	310	149	247	123	124	53.8%	39.7%	83.2%		
最上総合支庁管内	8,131	3,600	4,531	7,330	2,842	4,488	90.1%	78.9%	99.1%		
(旧新庄保健所)	8,131	3,600	4,531	7,330	2,842	4,488	90.1%	78.9%	99.1%		
新庄市	3,824	2,112	1,712	3,357	1,596	1,761	87.8%	75.6%	102.9%		
金山町	485	104	381	442	87	355	91.1%	83.7%	93.2%		
最上町	993	304	689	951	243	708	95.8%	79.9%	102.8%		
舟形町	232	114	118	175	67	108	75.4%	58.8%	91.5%		
真室川町	1,114	281	833	1,022	238	784	91.7%	84.7%	94.1%		
大蔵村	402	135	267	396	128	268	98.5%	94.8%	100.4%		
鮭川村	526	260	266	497	238	259	94.5%	91.5%	97.4%		
戸沢村	555	290	265	490	245	245	88.3%	84.5%	92.5%		
置賜総合支庁管内	19,677	7,391	12,286	16,614	5,615	10,999	84.4%	76.0%	89.5%	理化学分析センター	
(旧米沢保健所)	14,436	5,151	9,285	12,596	4,211	8,385	87.3%	81.8%	90.3%		
米沢市	7,782	2,364	5,418	6,815	1,941	4,874	87.6%	82.1%	90.0%		
南陽市	3,138	1,474	1,664	2,756	1,235	1,521	87.8%	83.8%	91.4%		
高島町	1,574	638	936	1,355	500	855	86.1%	78.4%	91.3%		
川西町	1,942	675	1,267	1,670	535	1,135	86.0%	79.3%	89.6%		
(旧長井保健所)	5,241	2,240	3,001	4,018	1,404	2,614	76.7%	62.7%	87.1%		
長井市	2,671	1,244	1,427	2,004	765	1,239	75.0%	61.5%	86.8%		
小国町	992	541	451	660	326	334	66.5%	60.3%	74.1%		
白鷹町	1,041	321	720	881	214	667	84.6%	66.7%	92.6%		
飯豊町	537	134	403	473	99	374	88.1%	73.9%	92.8%		
庄内総合支庁管内	13,749	9,749	4,000	9,315	5,883	3,432	67.8%	60.3%	85.8%		水質保全協会
(旧鶴岡保健所)	5,981	4,152	1,829	4,628	3,012	1,616	77.4%	72.5%	88.4%		
鶴岡市	5,782	4,013	1,769	4,481	2,921	1,560	77.5%	72.8%	88.2%		
三川町	199	139	60	147	91	56	73.9%	65.5%	93.3%		
(旧酒田保健所)	7,768	5,597	2,171	4,687	2,871	1,816	60.3%	51.3%	83.6%		
酒田市	6,019	4,232	1,787	3,558	2,099	1,459	59.1%	49.6%	81.6%		
庄内町	533	394	139	420	272	148	78.8%	69.0%	106.5%		
遊佐町	1,216	971	245	709	500	209	58.3%	51.5%	85.3%		
合計	67,416	35,734	31,682	51,713	23,388	28,325	76.7%	65.5%	89.4%		
合計(補正後※)	67,407	35,734	31,673	51,713	23,388	28,325	76.7%	65.5%	89.4%	公表値	

※検査対象基数はR元年度浄化槽の指導普及に関する調査による。

※検査対象基数は下記算出式による推計値を用いている。

$$=(H30年度末設置基数)-(H30年度新設基数)-(H29.8.1\sim H29.12.31の新設基数)\times 1/2-(H30.1.1\sim H30.3.31の新設基数)$$

(出典：山形県環境エネルギー部水大気環境課)

令和2年度 事業計画

1 浄化槽法定検査

- ① 浄化槽法定検査実施計画
7条検査400基、11条検査35,000基 合計 35,400基とする。
- ② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。
- ③ 浄化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員2名を派遣する。また、501人槽以上の大規模浄化槽の管理技術の向上を図るために検査員を派遣する。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るとともに、一般廃棄物の適正処理に係る研修会を開催する。
- ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るため「浄化槽管理技術指導出前講座」を開設する。
- ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。また、参加できない浄化槽新規設置者には、講習会資料を郵送にて配付する。
- ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るため、内部研修を実施する。
- ⑤ 改正浄化槽法により保守点検業の登録に関して義務付けられた浄化槽管理士に対する研修について、県と連携協力しながら機会の確保に努める。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。
- ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。
アドレス <http://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

改正浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針が示されてことから、「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村との業務委託を進める。

5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 環境省から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 浄化槽の保守点検及び清掃に関する調査研究。
- ② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた調査研究。
- ③ その他必要と認められる浄化槽に関する調査研究。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力を行う。
- ③ 山形県保健環境活動団体連合会活動に対し活動資金の支援を行う。

8 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

9 その他活動

- ① 会員加入促進に努めると共に、会員事業の円滑な推進と発展に資するため、上部団体との連携を図る。
- ② 日本赤十字社活動に対する支援を行う。

お知らせ

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例・施行規則の一部改正について

「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）」および「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（以下「改正規則」という。）」が公布され、令和2年4月1日（登録の拒否に関する事項については令和3年4月1日）から施行されました。改正されたポイントをまとめましたので、お知らせします。

- 1 改正条例及び改正規則により、浄化槽保守点検業者は専任の浄化槽管理士に対して浄化槽の保守点検に関する研修（以下、「研修」という。）を受けさせなければならないとしたこと。
- 2 対象となる研修は、①県が行う研修、②その他知事が適当と認める研修とすること。
- 3 浄化槽保守点検業の登録申請の添付書類として専任の浄化槽管理士が研修を修了したことを証する書類（以下「修了証」という。）を追加し、研修を受けさせているか確認するとともに、研修を修了したことが確認できない場合は登録をしない（拒否しなければならない）としたこと。
- 4 浄化槽保守点検業の登録申請の添付書類として有効な修了証は、新たに登録を申請する場合は申請を受けつけた日から（過去）3年以内、更新の登録申請をする場合は現在の登録の有効期限の満了の日の翌日から（過去）3年以内のものとすること（更新ごとに研修の受講が必要）。
- 5 改正条例及び改正規則の規定は、令和2年4月1日から施行されること。ただし、前記3の登録の拒否に関する規定及び前記4の申請書の添付書類を追加する規定については令和3年4月1日から施行されること。

（山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）より抜粋）

施行後の手続きについて

今後の手続きはどうか？

- 令和3年4月1日以降に、山形県で浄化槽保守点検業の新規登録をする場合、または登録の更新をする場合は、これまでの提出書類のほかに、「専任の浄化槽管理士が規則第7条の2に規定する研修（県が行う研修その他知事が適当と認める研修）を修了したことを証する書類（以下、「修了証」という。）」の提出も必要になります。

添付書類として有効な修了証とはどのようなものか？

- ①県が発行した修了証
- ②その他知事が適当と認める研修の主催者が発行した修了証
のいずれかが対象となります。

ただし、新たに登録を申請する場合は申請を受けつけた日から（過去）3年以内、更新の登録申請をする場合は現在の登録の有効期間の満了の日の翌日から（過去）3年以内に発行された修了証が添付書類として有効となります。

研修会の開催について

令和2年度の研修会については県で開催する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施方法を検討しており、詳細が決まり次第改めてお知らせします。

（山形県ホームページより抜粋）

※詳細については、山形県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/kankyo/mizu/6050014joureikaisei.html>

叙 勲

永年の一般廃棄物処理事業及び浄化槽の設置・保守点検業務等に精励された功績により、当協会から後藤一博氏が受章されました。叙勲受章を改めてお祝い申し上げます。

後 藤 一 博 氏 (前副会長) 旭日単光章

令和2年春の叙勲において、前副会長の後藤一博氏が、旭日単光章を受章されました。

後藤氏は、昭和47年に山形日化サービス（昭和56年8月に(有)山形日化サービスに、昭和59年11月(株)山形日化サービスに組織変更）に入社、以来浄化槽設置・保守点検・清掃業務・廃棄物処理業務等に従事し、昭和52年8月の常務取締役を経て、昭和55年7月に代表取締役に就任し、平成24年に代表取締役会長に就任しました。

その間、昭和56年6月に、前身の社団法人山形県水質管理技術振興協会理事として就任し、平成12年3月まで理事として運営に尽力されました。

その後数年離れましたが、平成18年5月から再度理事に就任し、平成27年6月からは副会長に就任され、令和元年6月まで活躍されました。

叙勲の伝達式は、令和2年5月26日山形県環境エネルギー部部長室において行われ、杉澤栄一環境エネルギー部長より勲記と勲章が伝達されました。



協会からのお知らせ

	会員区分	新旧	氏 名	事業所名	住 所
変	正会員	新	後 藤 栄 治	(株)山形日化サービス	天童市大字乱川 3640 - 3
		旧	後 藤 一 博		
更	正会員	新	松 木 盛 行	(株)マツキコーポレーション 置賜クリーン設備 (※改称)	長井市九野本 718
		旧		置賜クリーン設備(株)	

新規採用職員の紹介

下記の1名が新たに職員として加わりました。どうぞよろしく願い致します。



みず の こう じ
水 野 耕 治

令和2年4月1日付けで公益社団法人山形県水質保全協会に入社しました。

私達が住んでいる山形県の水環境の保全に力を入れている当協会に入社できて光栄に思っております。まずは諸先輩方に少しでも近づくためにも浄化槽の勉強に励み、協会に貢献していきたいと思っております。ご指導のほど宜しくお願いします。

事務局より

新型コロナウイルス感染症のため医療の最前線で活躍している県内の医療関係者や感染拡大により大きな影響を受けている方々などを支援するため、「山形県新型コロナ対策応援金」へ10万円を寄附しております。

また、今後の協会主催の研修会や事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況や、政府又は山形県からの通達などを考慮しながら、適切に開催の判断をしております。